

令和3年第4回（12月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第113号	上越市手数料条例の一部改正について	財政課	1～17
議案第133号	指定管理者の指定について（リージョンプラザ上越）	用地管財課	18～20
議案第102号	令和3年度上越市一般会計補正予算（第5号）	財政課ほか	21～22

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第113号
提出課	財政課

上越市手数料条例の一部改正について

1 改正理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により、長期優良住宅認定制度に関し、住宅性能表示制度との一体的な申請が可能となるとともに、災害に係る認定基準が追加されることなどから、当該認定に係る手数料を見直すほか、租税特別措置法の一部改正に伴う引用条項の整備を行うなど、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく建築等計画の認定申請手数料及び変更認定の申請手数料の額を改める。(第2条第95号、第96号、第98号関係)
- (2) 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第2条第2項に基づく建築等計画の変更認定の申請手数料及び認定を受けた地位の承継の申請手数料の額を定める。(第2条第99号、第103号、第104号関係)
- (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく容積率制限の緩和に係る許可申請手数料の額を定める。(第2条第105号関係)
- (4) 租税特別措置法の引用条項を整備する。(第2条第126号関係)
- (5) その他文言を整備する。

3 施行期日

- (1) 2の(1)から(3)まで及び(5)の改正 令和4年2月20日
- (2) 2の(4)の改正 令和4年4月1日

4 上越市手数料条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>(手数料の種類及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(94) 略</p> <p>第95号 別掲1のとおり</p> <p>第96号 別掲2のとおり</p> <p>(97) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出を行う場合における同法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請手数料 1件につき、当該申請に係る建築物の第95号又は前号に規定する</p>	<p>(手数料の種類及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(94) 略</p> <p>第95号 別掲1のとおり</p> <p>(95) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出を行う場合における同法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請手数料 1件につき、当該申請に係る建築物の長期優良住宅認定手数料の額</p>

改 正 案	改 正 前
<p>額に次に掲げる区分に応じ、次に定める額を加算した額 ア及びイ 略</p> <p>(98) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定に係る申請手数料（<u>第100号及び第101号</u>に掲げる手数料を徴収する場合を除く。）1件につき、第95号の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額に2分の1を乗じて得た額を申請する戸数で除して得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額_____）</p>	<p>____に次に掲げる区分に応じ、次に定める額を加算した額 ア及びイ 略</p> <p>(91) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定に係る申請手数料（<u>次号及び第99号</u> _____ に掲げる手数料を徴収する場合を除く。）1件につき、第95号の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額に2分の1を乗じて得た額を申請する戸数で除して得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。<u>次号において「長期優良住宅変更認定手数料の額」という。</u>）</p>
<p>第99号 別掲3のとおり</p>	
<p>(100) 長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合における同法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定に係る申請手数料 1件につき、当該申請に係る建築物の<u>第98号又は前号に規定する額</u>に次に掲げる区分に応じ、次に定める額を加算した額 ア及びイ 略</p>	<p>(98) 長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合における同法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定に係る申請手数料 1件につき、当該申請に係る建築物の<u>長期優良住宅変更認定手数料の額</u>に次に掲げる区分に応じ、次に定める額を加算した額 ア及びイ 略</p>
<p>(101) 長期優良住宅普及促進法第9条第1項又は第3項の規定により住宅の譲受人を決定した場合における同法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定に係る申請手数料 1件につき2,400円</p>	<p>(99) 長期優良住宅普及促進法第9条第1項 _____ の規定により住宅の譲受人を決定した場合における同法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定に係る申請手数料 1件につき2,400円</p>
<p>(102) 略</p>	<p>(100) 略</p>
<p>(103) <u>住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定（譲受人を決定した場合の申請に係るものに限る。）の申請手数料 1件につき2,400円</u></p>	
<p>(104) 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の</p>	

改正案	改正前
<p><u>整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請手数料 1件につき2,400円</u></p> <p><u>(105) 長期優良住宅普及促進法第18条第1項の規定に基づく容積率の特例許可申請手数料 1件につき16万円 (追加)</u></p> <p><u>(106)及び(107) 略</u></p> <p><u>(108) 略</u></p> <p>ア 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第106号ア</u>に規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第106号イ</u>に規定する場合 同号イ(ア)から(ウ)までに規定する額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）を合算した額</p> <p><u>(109)～(112) 略</u></p> <p><u>(113) 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請手数料（<u>第115号</u>に掲げる手数料を徴収する場合を除く。）</u></p> <p>1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額（同号において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料の額」という。）</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>(114)及び(115) 略</u></p> <p><u>(116) 略</u></p> <p>ア 床面積を増加しようとする場合 増加をしようとする床面積に応じて<u>第113号</u>又は前号と同じ方法で算出した額</p> <p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第113号ア</u>に規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に</p>	<p><u>(101)及び(102) 略</u></p> <p><u>(103) 略</u></p> <p>ア 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第101号ア</u>に規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第101号イ</u>に規定する場合 同号イ(ア)から(ウ)までに規定する額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）を合算した額</p> <p><u>(104)～(107) 略</u></p> <p><u>(108) 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請手数料（<u>第110号</u>に掲げる手数料を徴収する場合を除く。）</u></p> <p>1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額（同号において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料の額」という。）</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>(109)及び(110) 略</u></p> <p><u>(111) 略</u></p> <p>ア 床面積を増加しようとする場合 増加をしようとする床面積に応じて<u>第108号</u>又は前号と同じ方法で算出した額</p> <p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第108号ア</u>に規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に</p>

改正案	改正前
<p>100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額)</p> <p>ウ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第113号イ</u>に規定する場合 同号イに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>エ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第113号ウ</u>に規定する場合 同号ウに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p><u>(117)～(125)</u> 略</p> <p><u>(126)</u> 優良住宅新築認定申請手数料 1件につき、新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは6,200円、100平方メートルを超え500平方メートル以下のときは8,600円、500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは1万3,000円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは3万5,000円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のときは4万3,000円、5万平方メートルを超えるときは5万8,000円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第7号ロ若しくは<u>第63条第3項第7号ロ</u></p> <p>_____又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請の場合にあっては、4万3,000円)</p> <p><u>(127)～(140)</u> 略</p> <p>（手数料の減免）</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア <u>第2条第110号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額)</p> <p>ウ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第108号イ</u>に規定する場合 同号イに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>エ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第108号ウ</u>に規定する場合 同号ウに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p><u>(112)～(120)</u> 略</p> <p><u>(121)</u> 優良住宅新築認定申請手数料 1件につき、新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは6,200円、100平方メートルを超え500平方メートル以下のときは8,600円、500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは1万3,000円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは3万5,000円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のときは4万3,000円、5万平方メートルを超えるときは5万8,000円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第7号ロ、<u>第63条第3項第7号ロ</u>若しくは<u>第68条の69第3項第7号ロ</u>又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請の場合にあっては、4万3,000円)</p> <p><u>(122)～(135)</u> 略</p> <p>（手数料の減免）</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア <u>第2条第105号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>

改 正 案	改 正 前
<p>イ <u>第2条第111号</u>に規定する計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>ウ <u>第2条第112号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定軽微変更該当証明書交付手数料</p> <p>エ <u>第2条第134号</u>に規定する定期検査手数料</p> <p>オ <u>第2条第135号</u>に規定する適正計量管理事業所計量管理検査手数料</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>イ <u>第2条第106号</u>に規定する計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>ウ <u>第2条第107号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定軽微変更該当証明書交付手数料</p> <p>エ <u>第2条第129号</u>に規定する定期検査手数料</p> <p>オ <u>第2条第130号</u>に規定する適正計量管理事業所計量管理検査手数料</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2及び3 略</p>

(別掲1)

改 正 案

(95) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請手数料（第97号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。）1件につき、次の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額を申請する戸数で除して得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

建築物の区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による長期優良住宅普及促進法第2条第4項に規定する長期使用構造等（以下「長期使用構造等」という。）であることの確認を行った結果を記載した書面がある場合	その他の場合
新築をしようとする住宅で一戸建てのもの（人の居住の用以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下同じ。）	13,100円	42,400円
新築をしようとする住宅で戸数が5戸以内の共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）	24,800円	99,400円
新築をしようとする住宅で戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等	37,500円	155,900円
新築をしようとする住宅で戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等	59,100円	302,900円
新築をしようとする住宅で戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等	91,700円	538,400円
新築をしようとする住宅で戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等	137,200円	921,800円
新築をしようとする住宅で戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等	229,500円	1,701,000円
新築をしようとする住宅で戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等	289,300円	2,428,200円
新築をしようとする住宅で戸数が300戸を超える共同住宅等	327,800円	2,973,400円

改 正 案

増築又は改築をしようとする住宅（新築の時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けていない住宅に限る。以下同じ。）で一戸建てのもの	18,400円	62,400円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が5戸以内の共同住宅等	34,600円	146,400円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等	53,700円	231,200円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等	86,100円	451,700円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等	134,900円	804,900円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等	203,200円	1,380,000円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等	341,700円	2,548,900円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等	431,300円	3,639,600円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が300戸を超える共同住宅等	489,000円	4,457,400円

(別掲1)

改正前

(95) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請手数料（次号に掲げる 手数料を徴収する場合を除く。） 1件につき、次の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額を申請する戸数で除して得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次号において「長期優良住宅認定手数料の額」という。）

建築物の区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による長期優良住宅（同法第5条第1項に普及促進法第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）に掲げる基準に適合する旨の通知がある場合	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による設計住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するものに限る。）の交付がある場合	その他の場合
新築をしようとする住宅で、一戸建てのもの（人の居住の用途以外の用途に供する部分を含む。以下同じ。） 床面積の合計が100平方メートル以内のもの	7,600円	17,000円	48,800円
床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	7,600円	17,000円	76,900円
床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	7,600円	17,000円	104,600円

改正前

新築をしようとする住宅で戸数が5戸以内の共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）	16,500円	60,500円	111,900円
新築をしようとする住宅で戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等	26,000円	95,100円	176,500円
新築をしようとする住宅で戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等	35,400円	176,000円	344,600円
新築をしようとする住宅で戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等	62,500円	299,200円	613,800円
新築をしようとする住宅で戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等	104,400円	458,600円	1,052,200円
新築をしようとする住宅で戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等	169,400円	831,900円	1,943,200円
新築をしようとする住宅で戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等	207,300円	1,132,900円	2,774,600円
新築をしようとする住宅で戸数が300戸を超える共同住宅等	220,800円	1,369,900円	3,398,000円
増築又は改築をしようとする住宅の床面積の合計が100平方メートル	9,700円	62,300円	62,300円

改正前

(新築の時に長期優良住宅の認定を受けていない住宅に限る。以下この号において同じ。)	ル以内のもの			
優良住宅建築等計画の認定を受けていない住宅に限る。以下この号において同じ。)	床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	9,700円	99,700円	99,700円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	9,700円	136,600円	136,600円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が5戸以内の共同住宅等		20,600円	147,600円	147,600円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等		33,200円	233,600円	233,600円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等		45,800円	457,400円	457,400円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等		81,900円	815,800円	815,800円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等		137,700円	1,399,300円	1,399,300円

改 正 前

増築又は改築をしようとする住宅で戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等	224,100円	2,585,200円	2,585,200円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等	274,600円	3,692,000円	3,692,000円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が300戸を超える共同住宅等	292,600円	4,521,800円	4,521,800円

(別掲2)

改 正 案

(96) 長期優良住宅普及促進法第5条第4項又は第5項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請手数料（次号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。） 1件につき、次の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額

建築物の区分	長期使用構造等であることの確認を行った結果を記載した書面がある場合	その他の場合
新築をしようとする住宅で戸数が5戸以内の共同住宅等	24,800円	99,400円
新築をしようとする住宅で戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等	37,500円	155,900円
新築をしようとする住宅で戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等	59,100円	302,900円
新築をしようとする住宅で戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等	91,700円	538,400円
新築をしようとする住宅で戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等	137,200円	921,800円
新築をしようとする住宅で戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等	229,500円	1,701,000円
新築をしようとする住宅で戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等	289,300円	2,428,200円
新築をしようとする住宅で戸数が300戸を超える共同住宅等	327,800円	2,973,400円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が5戸以内の共同住宅等	34,600円	146,400円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等	53,700円	231,200円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等	86,100円	451,700円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等	134,900円	804,900円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等	203,200円	1,380,000円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等	341,700円	2,548,900円

改 正 案

増築又は改築をしようとする住宅で戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等	431,300円	3,639,600円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が300戸を超える共同住宅等	489,000円	4,457,400円

(追加)

(別掲3)

改 正 案

(99) 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請手数料（次号及び第103号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。） 1件につき、次の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額を申請する戸数で除して得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

建築物の区分	長期使用構造等であることの確認を行った結果を記載した書面がある場合	その他の場合
新築をしようとする住宅で一戸建てのもの	6,100円	20,700円
新築をしようとする住宅で戸数が5戸以内の共同住宅等	11,900円	49,200円
新築をしようとする住宅で戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等	18,300円	77,500円
新築をしようとする住宅で戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等	29,100円	151,000円
新築をしようとする住宅で戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等	45,400円	268,700円
新築をしようとする住宅で戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等	68,200円	460,400円
新築をしようとする住宅で戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等	114,300円	850,000円
新築をしようとする住宅で戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等	144,200円	1,213,600円
新築をしようとする住宅で戸数が300戸を超える共同住宅等	163,400円	1,486,200円
増築又は改築をしようとする住宅で一戸建てのもの	8,700円	30,700円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が5戸以内の共同住宅等	16,800円	72,700円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等	26,400円	115,100円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等	42,600円	225,400円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等	67,000円	402,000円

改 正 案

増築又は改築をしようとする住宅で戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等	101,100円	689,500円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等	170,400円	1,274,000円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等	215,200円	1,819,300円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が300戸を超える共同住宅等	244,000円	2,228,300円

(追加)

**上越市手数料条例の一部改正に係る
「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」等の改正概要**

1 上越市手数料条例の一部改正の概要

(1) 登録住宅性能評価機関と所管行政庁の審査対象の見直しに伴う改正

長期優良住宅の認定申請における審査は、一般的に登録住宅性能評価機関による事前審査を経て、その適合証を添付した上で、所管行政庁（市）に申請する手続となるが、住宅性能表示制度との一体的な申請方法の創設に伴い、これまで同機関では、①長期使用構造等、②住戸面積、③維持保全方法、④景観等居住環境の配慮の4つの項目について審査を行っていたものが、①長期使用構造等の技術的審査のみとなり、その他の3つの項目に加え「災害の防止等」に関する項目が所管行政庁（市）の審査とされたことを受け、認定申請手数料及び変更認定の申請手数料の見直しを行うもの。

(2) 共同住宅の住棟認定の導入に伴う改正

共同住宅における長期優良住宅の認定申請において、これまでの区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みに加え、管理組合の管理者等による申請により一括認定が可能となる申請方法が追加されたことから、認定申請手数料及び変更認定の申請手数料の見直しを行うもの。

(3) 経過措置に係る変更認定の申請等の改正

「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」の附則第2条第2項では、改正前に認定を受けた建築物の変更認定の申請及び認定を受けた地位の承継については、今回追加された災害に係る認定基準が適用されず、従前の基準が適用されることから、別途、その手数料を定めるもの。

(4) 容積率制限の緩和に関する許可制度の創設に伴う改正

認定長期優良住宅について、一定の敷地面積を有し、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、容積率制限を緩和する規定が創設されたことから、その許可申請手続に係る手数料を定めるもの。

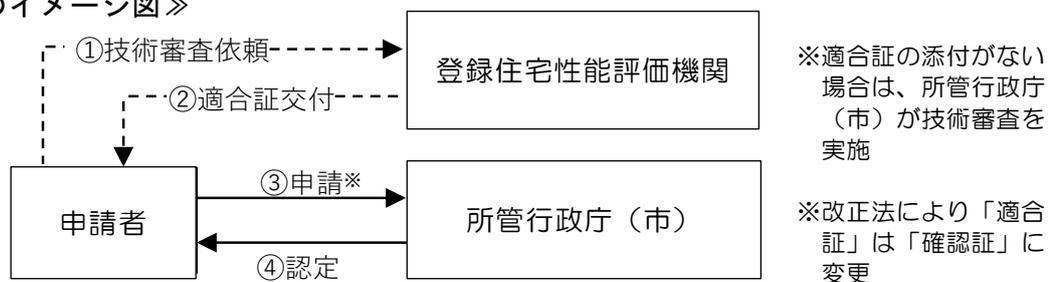
(5) 租税特別措置法の一部改正に伴う引用条項の削除に伴う改正

租税特別措置法の一部改正において、土地譲渡益重課税制度に係る優良住宅認定申請手数料において引用している条項が削除されることから、引用条項の整備を行うもの。

2 長期優良住宅の制度概要

- ・長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅について、その建築及び維持保全に関する計画を所管行政庁(市)が認定する制度。(H21.6 施行)
- ・認定を受けた住宅は、住宅ローン減税の拡充、登録免許税の税率引き下げ、不動産取得税の控除額拡充、固定資産税減額期間の延長などの措置を受けることができる。

《手順のイメージ図》



所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第133号
提出課	用地管財課

指定管理者の指定について（リージョンプラザ上越）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	新東産業株式会社
所在地	東京都渋谷区渋谷2丁目12番19号
設立年月日	昭和41年12月20日
設立目的	次の事業を営むことを目的とする。
団体の事業	①建物総合管理業務 ②冷暖房電気設備運転保守管理業務 ③清掃一般業務 ④警備保障業務 など
管理の実績	・上越科学館（平成30年4月から令和4年3月まで） ・上越市柿崎総合体育館ほか4施設（平成31年4月から令和6年3月まで） など

(2) 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

(3) 指定の理由

公募に応じた1者について、上越市財務部指定管理者選定委員会における委員全てが、指定管理者選定基準に基づいた総合評価で適切であると評価した新東産業株式会社を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>【基本方針】</p> <p>上越市第6次総合計画に掲げる将来都市像「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」を実現するために、「市民がいつまでも健康で地域社会で活躍できる社会への基盤づくり」、「スポーツ・芸術・文化の向上に寄与するため、各種スポーツ競技会や日本伝統文化・芸術に触れ合える機会の創出」、「施設の能力を最大限に生かし、地域の活性化につながる大規模競技会・イベントの誘致」、「指定管理を行ってきた実績とノウハウをいかした利用者へのサービスの拡充」、「老朽化した施設・設備の細部における問題箇所の早期発見・即時対応」、「コロナ禍と多様化する社会における市民・利用者の安心を得る施設運営」、「利用者目線に立った利便性や快適性の提供」を掲げ、計画性のある管理・運営に取り組む。</p>

【管理運営方針】

○市民へ「安全・安心・快適」な場の提供

施設の適正な維持管理を推進するとともに、指定管理者としての責任を明確にし、安全委員会等の内部チェックを強化することや、コロナ禍における新しい生活様式を踏まえた運営を実施し、安全な利用を図る。

○市民の公平な利用確保と市民サービスの向上

利用者へ「おもいやり」や「おもてなし」の気持ちで接し、施設に適したサービスを提供するための研修やスタッフ間の情報共有を通じて、市民サービスの向上を図る。

○スポーツ、文化施設の中核施設としての役割

各種団体や地域との連携による魅力的なイベントの実施や市民の多様なニーズに対応できるような施設運営を行う。

○施設運営の活性化

コロナ禍におけるイベントの立案を含め、施設の存在価値と魅力をアピールし、県内外への誘客活動を行う。また、地元民間企業への積極的な利用促進を図る。

○公の施設の公共性・公益性を担保した管理・運営

条例及び各種法令基準を遵守し、適正な管理を行う。

2 上越市財務部指定管理者選定委員会の審査概要

(1) 選定委員の構成

区分	氏名	所属・役職
学識経験者	小林 實	元上越市中学校長会会長
経営精通者	稲垣 研二	元教育委員
財務精通者	村椿 正子	税理士
施設の利用者 者の代表	渡辺江都子	リージョンプラザ上越利用者
	内山 律子	上越市大手町駐車場利用者
	小菅 一雄	上越市市民プラザ利用者
市職員	柳澤 祐人	市財務部長

(2) 選定委員会の開催

開催日	内容	出席委員
11月8日(月)	書類審査、面接審査、指定管理者候補の選定	6人

(3) 審査

ア 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

(ア) 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。

(イ) 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(ウ) 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

イ 候補者の決定方法

指定管理者選定基準に基づき、書類審査及び面接審査を行い、「適切な管理」「サ

サービスの向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について評価を行った上で、総合的に申請者が指定管理者としての適格性について総合評価を実施し、候補者として決定する。

【審査結果】

総合評価の結果、全ての委員が適切であると評価

【委員会の主な意見】

- ・利用者の多くの意見・要望を取り入れた管理運営に努めている。
- ・引き続き安全対策に努めて頂きたい。
- ・老朽化した施設・設備も多い中で、適切な運営に努めている。予防保全も含めた対策を細かに市と協議を進めてほしい。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	814,800
②今回の指定期間の指定管理料平均額	162,960
③前指定期間の指定管理料平均額	165,351
④指定管理料の増減額 (②－③)	△2,391

※本施設については、指定管理者の管理・運営努力を反映するための適正利益分を今回の指定管理料基準額に加算している。

(2) 減額理由

人件費の見直しや再委託業務の内容見直しによる支出経費の削減によるもの

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第102号
提出課	財政課

歳出科目 (P146～P147)	2款1項1目	一般管理費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
国県支出金等還付金	135,946	157,100	293,046

主な補正財源		主な経費	
諸収入	26,052	償還金利子及び割引料	
一般財源	131,048		157,100

【補正理由】

国県支出金等の還付額が当初の見込みを上回ることから、不足分を増額するもの

【補正内容】

○国県支出金等還付金

項目	当初予算額※①	還付見込額②	補正額(②-①)
償還金利子及び割引料	135,946	293,046	157,100

※当初予算額は、過去5か年のうち、3か年以上還付金の支払実績のある課等の平均値から各年度における特異値を除いて算出

○還付見込額の内訳

還付先	還付見込額	主な還付金 (10,000千円以上)
国	234,814	生活保護費負担金 (62,314) 子ども・子育て支援交付金 (52,998) 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金 (45,388) 地域バイオマス利活用交付金 (22,548) 疾病予防対策事業費等補助金 (10,330)
県	55,310	子ども・子育て支援交付金 (11,898)
その他	2,922	
合計	293,046	

提出課	用地管財課
-----	-------

歳出科目 (P146～P147)	2款1項26目	市民プラザ費
------------------	---------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
市民プラザ管理運営費	70,867	4,422	75,289

主な補正財源		主な経費	
一般財源	4,422	工事請負費	4,422

【補正理由】

故障により運転を停止している個別空調について、故障箇所の修繕とあわせ、老朽化している同種空調の更新工事を実施するために要する経費を増額するもの

【補正内容】

○個別空調改修工事

項目	補正前	補正額	補正後
工事請負費	9,606	4,422	14,028
空調改修工事	0	4,422	4,422

○債務負担行為の設定

改修工事は、約5か月の工期を見込んでいることから、新たに債務負担行為を設定する。

- ・全体事業費 14,740千円
- ・年度別負担額

令和3年度は全体工事費の30%、令和4年度は70%とする。

	各年度の負担額
令和3年度	4,422
令和4年度	10,318
合計	14,740

・工事内容

2階会議室等の空調設備（GHPの2系統）について、更新する。

※空調機器の更新に当たっては、維持管理経費の経済性が優れ、故障時に速やかな復旧が可能なEHPのペアタイプに入れ替える。

- ・空調機器更新：室内機、室外機を更新
- ・配管設備工事：冷媒配管を更新

・予定工期

令和4年1月から6月まで

※冬期間は全体空調で室温を調整するとともに、利用者の希望に応じて、暖房機器を貸し出し対応する。